北朝鮮による弾道ミサイル等の発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和6年5月27日(月) 22時43分頃
- (2) 発射場所 北朝鮮北西部沿岸地域の東倉里 (トンチャンリ) 地区
- (3) 発射数等 ・南方向に向けて、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を 使用した発射を強行しましたが、発射から数分後に、黄海上空で 消失し、宇宙空間への何らかの物体の投入はされていないものと 推定
 - 失敗の可能性を含めて、詳細については、日米韓において、現在 分析中
- (4) その他・弾道ミサイル技術を使用したものが、日本に落下する、または上 空を通過する可能性があったことから、22時46分に沖縄県を 対象地域とし、ミサイル発射情報及び避難の呼びかけをJアラー トで伝達
 - その後、日本の領域への落下や上空通過の可能性がないことが確 認されたため、23時03分に避難の呼びかけの解除をJアラー トで伝達
- 2 総理指示(令和6年5月27日 22時47分)
 - ①情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ②航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③不測の事態に備え、万全の態勢をとること
- 3 防衛大臣指示(令和6年5月28日 1時45分)
 - ①米国、韓国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
 - ②不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと
- 4 防衛省・内閣官房発表内容(令和6年5月28日 1時45分)
 - ・付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害 報告等の情報は確認されていません。
 - ・これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が 国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。
 - また、このような発射は、衛星打ち上げを目的としたものであったとしても、北 朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁止としている、関連す

る安保理決議に違反するものであり、国民の安全に関わる重大な問題です。我が 国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難しました。

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。

6 県の対応

情報収集及び市町村(国民保護担当課及び消防本部(消防組合))への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル (可能性があるものも含む) の発射は、今年に入って から少なくとも5回目